

広報

# 吉野川北岸農業用水

No. 62 (3/2018)



みどり  
水土里ネット

吉野川北岸

水と土と人を結び地域を守る

発行/吉野川北岸土地改良区

TEL 0883-35-5270

FAX 0883-35-5275

ホームページ <http://yoshihoku.jp>



愛宕柿(板野郡上板町大山地区)

## 主な内容

- ✿ 理事長あいさつ ..... 2
- ✿ 第46回通常総代会開催 ..... 3
- ✿ 総代総選挙の結果について ..... 4
- ✿ 臨時総代会開催/役員名簿 ..... 5
- ✿ 平成28年度財務状況の公表/平成30年度予算 ..... 6
- ✿ 平成29年度吉野川の取水量の動き/節水のお願い ..... 7
- ✿ 国営土地改良事業地区調査 吉野川北岸二期地区 ..... 8・9
- ✿ 業務継続計画(BCP)/多面的機能補助金 ..... 10
- ✿ 21世紀土地改良区創造運動 ..... 11
- ✿ 事務局からのお知らせ ..... 12



## 理事長あいさつ

吉野川北岸土地改良区

理事長 寺井正邇

春暖の候となってまいりましたが、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃は、組合員の皆様並びに関係機関の方々には、当土地改良区の運営に対し格段のご協力とご指導を賜っていることにつきまして、心より厚くお礼を申し上げます。

昨年の用水管理は、少雨により取水制限が実施されたため、組合員や関係土地改良区の皆様方には大変ご心配やご足労をおかけいたしました。皆様方のご協力とご理解のもと何とか厳しい状況を切り抜けることができ、深く感謝しているところでございます。

また、平成27年度より吉野川北岸地区の用水施設における老朽化対策、用水対策、耐震対策などの検討を行う「地区調査」が国により実施されております。通水を停止して北岸用水の水路内調査が実施されました。これに伴い組合員の皆様には大変ご不自由をおかけいたしました。重ねてご協力に対するお礼を申し上げます。

さて、昨年の7月に発生しました九州北部豪雨は24時間の降水量が1,000mmに達し、それに伴う土砂崩れによって20万tと推計される流木が市街地に押し寄せたことにより多大な被害をもたらしました。数十年に一度と云われる自然災害が毎年のように発生しており、昨今起こっている気象現象は、もはや異常気象ではなく、普通に起こりうるものと捉えるべきです。

我々が携わる農業は、自然を相手に自然と折り合いをつけながら営まれるものであります。大きく変わりつつある自然環境により、今後、稲作をはじめとする農業に悪い影響が出ないことを願うばかりです。

農業農村を巡る状況と申しますとTPPの問題がここ数年間大きな課題になっていました。米国が脱退を表明したことにより、米国を除く11カ国による協定の締結に向け協議が進められ、先日協定文への署名が行われました。これによる農林水産業への影響など、今後も情勢を見極めていかなければならないと思っております。

また、今後、用水や施設の安定した適切な維持管理に努めていくとともに、次世代に向けた管理運営などの改善策について検討し、体制整備の強化に役職員一丸となって取り組んでまいります。

今後とも、組合員の皆様並びに関係機関の方々におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



## 第46回 通常総代会開催



(木村議長挨拶)

平成30年3月28日、第46回通常総代会が美馬市脇町において、総代総数80名中70名が出席し、来賓に国、県及び市町から多数のご臨席を賜り開催されました。

寺井理事長から開会挨拶の後、来賓の中国四国農政局四国土地改良調査管理事務所 八木所長並びに徳島県農林水産部農林水産基盤整備局農山漁村振興課 國安課長からご挨拶を頂きました。

その後、議事に入り、提案された平成30年度事業計画など12議案について、慎重に審議され、全議案を原案通り可決決定致しました。

議案は次の通りです。

### 通常総代会議案

- |        |  |
|--------|--|
| 第1号議案  | 定款、諸規定の一部変更並びに廃止、改正について                    |
| 第2号議案  | 平成28年度事業報告並びに一般会計及び特別会計収入支出決算及び財産目録の承認について |
| 第3号議案  | 平成29年度一般会計及び特別会計収入支出補正予算について               |
| 第4号議案  | 平成30年度事業計画について                             |
| 第5号議案  | 平成30年度一般会計及び特別会計収入支出予算について                 |
| 第6号議案  | 維持管理経常賦課金の賦課並びに徴収方法について                    |
| 第7号議案  | 農地転用地区除外決済金の徴収について                         |
| 第8号議案  | 役員報酬について                                   |
| 第9号議案  | 取引金融機関の指定について                              |
| 第10号議案 | 一時借入金の限度額及び借入方法について                        |
| 第11号議案 | 特別会計基本財産積立金の繰替運用について                       |
| 第12号議案 | 役員(理事)の補欠選任について                            |

## 総代総選挙の結果について

任期満了に伴う平成29年4月25日の総代総選挙において、次の方々が当選されました。

総代定数 80名

任 期 4年間 自 平成29年5月1日 至 平成33年4月30日

(敬称略)

選挙区	地 区	氏 名	選挙区	地 区	氏 名
1 区	三好市 池田町	伊 丹 喜 一	5 区	阿波市 阿波町	坂 東 忠
//	三好郡 東みよし町	大 谷 通	6 区	阿波市 市場町	井 内 豊
//	//	近 藤 嘉 貞	//	//	福 家 光 章
//	//	林 健 二	//	//	渡 邊 俊 幸
2 区	三好市 三野町	西 岡 義 則	//	//	近 藤 吉 正
//	//	中 西 裕	//	//	徳 山 雅 一
//	//	北 原 正 二	//	//	大 村 哲 夫
//	//	小笠原 敏 行	//	//	木 津 主 雄
//	//	安 田 忠 利	//	//	平 岡 憲 市
3 区	美馬市 美馬町	戸 島 利 義	//	//	田 上 正 昭
//	//	逢 坂 章	//	//	瀬 尾 優 郎
//	//	逢 坂 政 祀	//	//	大 野 八 郎
//	//	西 岡 正 和	//	//	妹 尾 晃 良
//	//	高 田 博 信	//	//	太 田 義 量
//	//	吉 本 博 義	//	//	江 澤 信 明
//	//	平 尾 雄 志	//	//	伊 丹 正 義
//	//	佐 藤 剛 明	7 区	吉野川市 川島町	明 石 貞 之
4 区	美馬市 脇町	佐 藤 賛 治	//	//	川 村 成 治
//	//	藤 田 和 男	8 区	阿波市 土成町	寺 井 良 仁
//	//	田 所 良 郎	//	//	冨加見 義 治
//	//	宇 民 利 明	//	//	小 西 謙 吉
//	//	藤 岡 由 信	//	//	木 村 松 雄
//	//	尾 方 誠 一	//	//	増 田 忠 雄
//	//	十 川 英 明	//	//	新 見 正 美
//	//	松 本 和 明	//	//	吉 兼 光 福
//	//	高 崎 正 二	//	//	三 木 誠 一
5 区	阿波市 阿波町	高 田 幸 政	//	//	後 藤 福 男
//	//	佐 藤 順 一	//	//	川 内 昇 武
//	//	原 隆 志	//	//	片 岡 武 夫
//	//	吉 田 稔	9 区	阿波市 吉野町	大 倉 卓 夫
//	//	十 川 幸 利	//	//	瀬 尾 利 正
//	//	酒 巻 正 明	//	//	佐 坂 健 次 郎
//	//	武 澤 守 二	//	//	米 澤 敬 二
//	//	秋 山 貢 雄	10区	板野郡 上板町	乾 和 雄
//	//	新 藤 博 文	//	//	西 條 力 明
//	//	影 山 輝 信	//	//	四 宮 明 男
//	//	吉 村 修 治	//	//	田 淵 久 博
//	//	川 人 孝 史	//	//	川 田 公 彦
//	//	富 澤 公 一	11区	板野郡 板野町	近 藤 雅 彦
//	//	藤 本 良 一	//	//	折 野 均

## 臨時総代会開催

平成29年5月19日臨時総代会を開催し、新総代により総代会正副議長の互選と任期満了に伴う役員(理事、監事)の改選についてそれぞれ選任し決定しました。総代会議長に阿波市土成町 木村松雄氏、副議長に美馬市美馬町 西岡正和氏が選任されました。



(平成29年度臨時総代会)



(新総代会正副議長の挨拶)

## 役員名簿

現役員は次の通りです。

理事定数 23名    監事定数 5名  
 任期 4年間    自平成29年6月1日 至 平成33年5月31日    (敬称略)

役職名	地区	氏名	役職名	地区	氏名
理事長	員外	寺井正邇	理事	吉野川市川島町	小原光功
副理事長	員外	藤井正助	//	阿波市土成町	前田利夫
//	員外	藤田元治	//	阿波市土成町	新見泰雄
理事	三好市池田町	伊丹征治	//	阿波市吉野町	兼松英明
//	三好郡東みよし町	中川祐司	//	板野郡上板町	松田卓男
//	三好市三野町	大北恵一	//	板野郡板野町	佐伯勉
//	美馬市美馬町	小笠功	//	員外	川原義朗
//	美馬市美馬町	藤原和夫	//	員外	玉井孝治
//	美馬市脇町	三宅仁平	総括監事	員外	平尾芳夫
//	美馬市脇町	藤岡幸三郎	第1監事	三好市三野町	志磨隆信
//	阿波市阿波町	金井昭男	第2監事	阿波市市場町	井内輝信
//	阿波市阿波町	川人忠	第3監事	板野郡上板町	高田久司
//	阿波市市場町	松本勝	第4監事	美馬市脇町	前田俊行
//	阿波市市場町	阿部正徳			

(平成30年3月1日現在)

## 平成28年度財務状況の公表 吉野川北岸土地改良区規約第46条により財務状況を公表します。

### 一般会計収支決算

単位(円)

収 入	
科 目 (款)	決 算 額
1. 賦課金	173,747,364
2. 補助金	13,880,000
3. 受託費	0
4. 雑収入	2,482,910
5. 長期借入金	0
6. 繰入金	7,860,224
7. 繰越金	18,650,991
計	216,621,489

支 出	
科 目 (款)	決 算 額
1. 事務所費	90,904,219
2. 総代選挙費	2,250
3. 事業費	17,353,514
4. 維持管理費	68,935,525
5. 分担金	38,860
6. 償還金	1,363,854
7. 繰出金	23,500,000
8. 予備費	0
計	202,098,222

差引額(平成29年度へ繰越) 14,523,267

### 特別会計収支決算

単位(円)

会 計 名	収入決算額	支出決算額	差 引 額
基本財産積立金	1,059,388,152	1,059,388,152	0
転用決済金	524,323,276	524,323,276	0
職員退職給与積立金	134,068,735	91,223,000	42,845,735
維持管理費預託金	3,797,112	441,102	3,356,010
発電事業費	821,364	821,364	0

差引額は平成29年度へ繰越

### 財産目録

単位(円)

資 産	
1. 流動資産	51,882,932
2. 有形固定資産	207,047,713
3. 無形固定資産	1,339,810,354
4. 基本財産	1,059,349,292
5. 特定資産	628,963,461
6. その他資産	2,938,605
計	3,289,992,357

負 債	
1. 流動負債	
未払金、預り金	101,295,845
2. 固定負債	
日本政策金融公庫借入金	1,453,404
引当金	43,268,270
計	146,017,519

平成29年3月31日現在

## 平成30年度予算

### 一般会計収支予算

単位(円)

収 入	
科 目 (款)	予 算 額
1. 賦課金	174,640,000
2. 補助金	14,230,000
3. 雑収入	4,790,000
4. 繰入金	5,900,000
5. 繰越金	5,000,000
計	204,560,000

支 出	
科 目 (款)	予 算 額
1. 事務所費	85,400,000
2. 総代選挙費	500,000
3. 事業費	23,950,000
4. 維持管理費	62,680,000
5. 分担金	10,000
6. 償還金	640,000
7. 繰出金	26,380,000
8. 予備費	5,000,000
計	204,560,000

### 特別会計収支予算

単位(円)

会 計 名	収支予算額
基本財産積立金	1,126,920,000
転用決済金	562,900,000
職員退職給与積立金	46,900,000
維持管理費預託金	2,911,000
発電事業費	910,000

## ～ 平成29年度 吉野川の取水量の動き ～



平成29年度の配水状況については、降雨が少ないながらも早明浦ダムが高い貯水率を維持していたため吉野川から順調に取水することができ、4月から5月の時期の配水は基本的には順調に推移しました。

しかしながら、少雨状態が続き、6月半ばには早明浦ダムの貯水率低下による取水制限により、北岸用水についても取水量の一部がカットとなり、厳しい水管理となりました。今年の取水制限は、降雨や台風5号通過による中断を挟みつつ9月後半まで続きました。

また、今年も非かんがい期に幹線水路の調査が行われました。水路内に入っただけの調査となるため期間中は取水を停止しました。それに併せて池田取水工付近の水路内の状況確認を行いました。

### 平成29年度 取水の経緯

時期	取水変更内容	水利権量 (m <sup>3</sup> /s)	カット量 (m <sup>3</sup> /s)	取水量 (m <sup>3</sup> /s)	摘要
6月17日 ～6月30日	第1次取水制限	12.007	0.137	11.870	新規用水 20%カット
7月1日 ～8月8日	第1次取水制限	13.981	0.532	13.449	新規用水 20%カット
8月10日 ～9月2日	台風通過により 通常取水再開	13.981		13.981	
9月2日 ～9月8日	第1次取水制限	13.981	0.532	13.449	新規用水 20%カット
9月8日 ～9月19日	第2次取水制限	13.981	0.931	13.050	新規用水 35%カット



水路内の状況確認(池田取水工付近)

## 節水のお願い

吉野川北岸用水は補給水であるため、ため池やダム等の水源を優先的に利用してください。また、「無駄な水は流さない」という意識を持って配水管理を行ってください。日頃から計画的で無駄の無い農業用水の使用を組合員一人ひとりが考えて利用して頂きますようお願いいたします。



北岸用水の取水量は水利権によって決められています。このような管理をしているといくら水があっても足りません。限りある資源を大切にしましょう。

### 節水の注意点

- ・ほ場への掛け流しはしないで湛水したら水を止めましょう。
- ・排水路へ落とさないような分水調整をしましょう。
- ・畦畔からの漏水が無いよう点検を行いましょう。
- ・計画的な配水を行い無駄な水を流さないようにしましょう。
- ・組合別早期米用水配水日程表に基づき引水し、取水時間外は水を止めましょう。

## 国営土地改良事業地区調査 吉野川北岸二期地区

### ◆はじめに

本地区の幹線用水路は、池田ダムの上流200mに建設した池田取水工より農業用水を取水しています。

幹線用水路の総延長は約69kmであり、水路の形式としては上流側約57kmがトンネル、暗渠及び開水路、下流側約12kmがパイプラインとなっており、パイプラインの始点には上流からの用水の到達遅れを調整するための宮川内調整池を設置しています。幹線用水路から支線用水路への分水は、11か所の水位調整ゲート(チェック工)により、安定した分水位を確保し、各分水工に適正量を送水しています。

しかし、近年、早期米作付けの増加による代掻きの早期化や農家の兼業化の進展などによる水需要の変化により用水不足を生じ、代掻き時期には番水等を余儀なくされるなど、営農の支障となるとともに用水管理に多大な労力を要しています。

また、建設から40年を経過している施設も多く、幹線用水路からの漏水など施設の経年劣化による不具合が生じてきています。

さらに、本地区は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されるとともに、中央構造線に沿って幹線用水路が配置されており、大地震時の周辺への影響についても懸念されます。

このため、吉野川北岸地区における営農や施設の現状・課題などを調査・把握し、対策を検討するための国営土地改良事業地区調査を実施しています。



### ◆調査概要

調査名：国営土地改良事業地区調査 吉野川北岸二期地区

調査期間：平成27～31年度<予定>

調査主体：農林水産省(国)

検討内容：用水対策、老朽化対策、耐震化対策

## ◆国営土地改良事業地区調査の実施状況

### <受益・営農関係調査・計画>

本地区における営農の現状と課題を把握した上で、関係機関等の各種振興計画及び受益農家の意向を踏まえた営農計画を検討・策定することを目的として、吉野川北岸二期地区「営農計画検討委員会」が平成28年度に設立されました。

平成29年度は、第4回「営農計画検討委員会」と、受益代表農家のご出席による「作業部会」を開催し、地域の営農計画を検討しました。



作業部会開催状況



営農の様子(善入寺島のレタス)

### <施設調査>

平成29年度は、1週間断水させて頂き、雛田開水路において、コンクリートの劣化状況を確認することを目的としたモニタリング調査を実施しました。



空水調査状況



コンクリートの中酸化確認

## ◆調査への協力をお願い

平成30年度にも、秋冬期に通水停止を伴う調査等を予定しており、農家の皆様には、大変ご迷惑をおかけすることとなりますが、極力、通水停止期間を短くするよう努力いたしますので、今後ともご協力をお願い致します。

### 国営土地改良事業地区調査に関する問い合わせ先

中国四国農政局 四国土地改良調査管理事務所 保全整備課長  
連絡先 TEL0877-35-9912

## 業務継続計画(BCP)

今後非常に高い確率で発生が予想される「南海トラフ巨大地震」等の大規模災害に備え、土地改良区の業務を継続し、早期復旧を行うための対応マニュアル「土地改良施設の業務継続計画(BCP)」を平成26年度に作成し、実地演習を行っています。これは、関係機関との連絡体制の強化・迅速な初動体制の強化を行い、施設損壊に伴う周辺被害の拡大を防止して地域住民の安全を確保し、早期の営農再開・継続に向けた取り組みです。

### BCP実地演習

平成26年度より実地演習を行い、今年度は平成29年10月31日に第4回BCP実地演習を行いました。上流区間で土砂崩れが発生・中間区間チェック工より越流との想定で被災状況の確認、現地対応班との連絡体制、ゲート・バルブ等の開閉操作、土嚢積みによる水防訓練などを実施しました。また、地震による停電や降雨災害を想定し、発電機、ブルーシート等の資材の備蓄を進めるなど今後の検討課題を見つける良い機会となりました。今後も万が一の大規模災害が起こった場合において被害を最小限に留めることができるよう予め準備を行っていきます。



### 「とくしま-0(ゼロ)作戦」防災出前講座



平成29年12月14日、徳島県土整備部より講師を迎え、水害と土砂災害について職員研修会を行いました。防災気象情報や洪水警報などの情報収集、ハザードマップによる浸水・土砂災害想定区域、過去の被害事例などについてご説明いただきました。近年は局地的大雨が増加している傾向にあり、土砂災害による被害も増加しています。

吉野川北岸地区では2,000箇所余りが土砂災害(特別)警戒区域に指定されています。農業用施設の防災対策、災害時の応急対策などを検討する上で、大変参考になる研修となりました。

## 多面的機能補助金

組合員の負担を少しでも軽減するために、地区内の土地改良区に対して次のような補助を行っています。

### ◎ポンプ配水地区への補助

国営、県営、団体営施工のポンプ施設を対象に維持管理に要した電気料金・油脂代・電気保安協会への委託費に対して補助を行っています。但し、国・県・市町の補助を受けている場合は補助対象になりません。

補助率は25%以内

### ◎既存水源の有効利用についての補助

地区内土地改良区が管理する溜め池、河川取水工及び導水路の草刈り・浚渫等維持管理に要した経費に対して補助を行っています。但し、国・県・市町の補助を受けている場合は補助の対象になりません。

補助率は37.5%以内

溜め池などの農業用水は、生態系や自然環境の保全など多面的機能を発揮しており、地域全体で守っていく必要があります。



## 21世紀土地改良区創造運動

### 北岸用水探検隊 さあ行こう！お米を育てる水を訪ねて



次世代を担う子ども達に、学校の地域社会教育の一環として北岸用水（農業用水）の学習を通して、先人の遺業や農業の役割について理解を深めるとともに、水の尊さを学ぶことを目的として地区内の小学生を対象に『北岸用水探検隊』を実施しました。

参加してくれたのは、阿波市土成町の土成小学校4年生29名、御所小学校4年生20名の児童。当改良区中央管理所（阿波市阿波町）・野村谷チェック工（美馬市脇町）・池田取水工（三好市池田町）・宮川内調整池（阿波市土成町）などの施設を見学し、農業用水の役割やその水がどのようにして自分たちの地域に運ばれてくるかなどを学びました。「農業用水や施設についてもっと知りたい」、「川や用水路にゴミを捨てないようにして水を大切にしていきたい」などの感想をいただきました。この見学を通して子どもたちが将来に亘り農業や自然環境に関心を持ってくれることを期待しています。

見学日	学校名
平成29年7月14日	阿波市立土成小学校4年生
平成29年8月29日	阿波市立御所小学校4年生



### 次世代の農業について ～ 先進農家・農業法人から学ぶ ～



先進農業法人(阿波市市場町)



先進農業法人(美馬市脇町)



中央管理所(阿波市阿波町)

平成29年10月2日、徳島県立吉野川高等学校農業科学科・生物活用科の2年生37名が地区内の先進農家・農業法人、当改良区中央管理所を見学に訪れました。機械化を進めたり、品種改良を行っている農家を訪問し、次世代の農業について理解を深め、地域の農業と農業用水の重要性について学習しました。この研修は農業の役割・農業用水について理解を深めるとともに水の尊さ等を学ぶことを目的として毎年行っています。

## 事務局からのお知らせ

### 平成30年度賦課金について

- ◆ **賦課金通知書発行：6月20日 納入期限：8月31日**
- ◆ 賦課金を納入期限までに完納されると奨励金として10%の還付が受けられます。
- ◆ 納入期限を過ぎると延滞金が加算され、滞納処分がなされることがあります。必ず納入期限までに納入してください。

#### 賦課金納入は口座振替が便利です

- 下記金融機関から口座振替ができます。ご希望の方はご連絡ください。  
阿波みよし農協、美馬農協、阿波町農協、市場町農協、阿波郡東部農協、麻植郡農協、板野郡農協、阿波銀行、徳島銀行、四国銀行、ゆうちょ銀行
- 窓口へ支払に行く手間がなくなります。また納入忘れがなくなり奨励金の還付が確実に受けられます。
- 事務費削減のため、通帳記帳をもって領収に代えさせていただきます。但し、領収書が必要な方には別途発行致しますので、ご連絡ください。
- **なお口座振替をご利用の方は、振替日前に口座の残高をご確認ください。**

## こんな時は必ず土地改良区へ通知をお願いします!

### ご注意ください!

公共機関（法務局・市町村・農業委員会など）や各市町の土地改良区で手続きをしても、吉野川北岸土地改良区へ直接通知がなければ土地原簿の変更が出来ません。  
**通知がない場合には、賦課金は変わらずそのまま賦課されますので、十分ご注意ください。**

- 農地や組合員に異動があったとき（組合員資格得喪通知書）
  - ・ 農地の異動（売買、賃借、交換、贈与）
  - ・ 住所を変更した
  - ・ 組合員が亡くなられた（相続）
  - ・ 経営交代した など

#### 滞納賦課金は新資格者(土地を取得された方)が負担

農地の異動（売買等）で賦課金の滞納のある土地を取得された場合、土地改良法第42条（権利義務の承継）により新資格者に支払の義務が発生します。土地を取得される場合は、その土地に滞納がないか土地改良区へご確認ください。

- 農地を転用するとき（農地転用等の通知書及び地区除外申請書）
  - ・ 農地を宅地等に転用される場合には、土地改良区への通知と決済金が必要になります。
  - ・ **公共用地に売渡した場合（道路、水路、河川、建物等）も決済金が必要となります。**
  - ・ 平成30年度の決済金額は 71,000円/1,000㎡です。
  - ・ **事務手続きに関しましては各市町の農業委員会へ委託させていただいておりますのでそちらでお手続きください。**

#### 決済金とは

土地改良法第42条第2項（決済の義務）により、残存農地が将来過重負担にならないように施設の維持管理費の将来にわたる負担額を一括してお支払いしていただくものです。

※通知書類（組合員資格得喪通知書、地区除外申請書等）の様式は、ホームページからも印刷してご利用頂けます。また、ご希望の方には郵送致しますので事務局へご連絡お願い致します。